

令和7年度高知県人権教育推進協議会

日時: 令和7年9月3日(火)14時30分～16時

場所: 高知共済会館 3階 桜

1 開会

◆教育長挨拶

2 内容

(1) 会長、副会長の選出

(2) 高知県の人権教育の推進について

(3) 「高知県人権教育推進プラン(令和7年改定版)」に関わる各課事業の進捗状況について

(4) 「人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん ～気付きから行動へ～」令和8年改訂について

(以下記号: 協議会委員○、事務局●)

●各委員紹介

(1) 会長、副会長の選出

資料1 第13期高知県人権教育推進協議会委員名簿

(2) 高知県の人権教育の推進について

資料2 高知県人権教育推進協議会設置規程

○高知県の人権教育の推進について、事務局から説明をお願いしたい。

●事務局説明

(3) 「高知県人権教育推進プラン(令和7年改定版)」に関わる各課事業の進捗状況について

資料3 「高知県人権教育推進プラン(令和7年改定版)」に関わる各課事業の令和7年度(7月末)まとめ

○高知県人権教育推進プランに関わる各課事業の進捗状況について、事務局から一括での報告をお願いしたい。

●事務局報告

(4) 「人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん ～気付きから行動へ～」令和8年改訂について

資料2-1 「人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん ～気付きから行動へ～」令和8年改訂について

資料2-2 「人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん ～気付きから行動へ～」令和8年改訂についての補足資料

補足資料 現行版「Let's feel じんけん」における個別の人権課題のページ抜粋

○「人権教育指導資料(学校教育編) Let's feel じんけん ～気付きから行動へ～」令和8年改訂について、事務局から説明をお願いしたい。

●事務局説明

○それでは続いて、今後学校教育において、個別の人権課題を子どもたちが学んでいくに当たって重要なことや、「Let's feel じんけん」の改訂に盛り込むべきことなど、それぞれの委員の皆さまの知見からご意見をいただきたい。

○高知県人権教育推進プランの中で、「自尊感情の育成」、「多様性・包摂性を尊重した教育の推進」が重要視されている。しかし、これを身につけるには、個別の人権課題を学ぶことが重要である。

私たちが人権教育を、どう進めていくかの根拠は、文部科学省から出されている第三次取りまとめになる。この第三次取りまとめが出される前の2008年と2012年に全国の小中学校2000校に文部科学省の調査があった。その調査の問いの中に、「各校の人権教育の指導内容として、どのような資質・能力を身につけることに力を入れていますか」というものがあった。その調査の結果60%以上の回答が、多様性に対する肯定的な感覚、自己肯定感、創造力や感受性、コミュニケーション技能であった。

他方で、20%に届かなかった項目が、人権についての実践的知識、歴史、現状知識、被害者支援の意欲・態度、差別や偏見などを見抜く技能、問題解決技能、社会参加の意欲・態度、批判的思考技能、法律・条約等の知識であった。そこで、文部科学省は第三次取りまとめとして、人権教育に求めるものを示した。それが「自分の人権を守り他者の人権を守るための実践行動」である。より具体的に言うと、人権課題を課題として捉える力と、そのことに対して、正しい判断ができて間違いを間違いであると指摘する力。これらをゴールとして示した。

そして、そこに至るために、人権に関する知識理解、人権感覚の2つを養うということになっている。この知識理解が、個別の人権課題についてしっかり学ぶということである。

そのことについての簡単な事例として、ハンセン病元患者の人権について、「ハンセン病患者」ではなく、「ハンセン病元患者」、「ハンセン病回復者」と認知することが知的理解である。

2003年熊本県における、ホテルがハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否したことが、当時、大きな問題となった。このときに、沖縄の学生がハンセン病回復者の方たちと一緒に温泉に入るという行動をとった。ところが、その行動に対して、それは過剰で、リスクではないかという批判の声が出た。これを、リスクと考えている人は知的理解ができていない人である。知的理解ができていれば、この人たちは回復者であり、元患者なので、ハンセン病のらい菌の保菌者ではない。一緒に温泉に入っても、リスクはゼロであるということが分かっている。

このように個別の人権課題にしっかり関わることを通して、行動の中で自分に対してのプライドが持てる、自己評価ができていく。それを通して自尊感情が高まるということが重要になっていく。

○障害者の人権について、現在文部科学省の方が進めている交流及び協働学習、この意義について、ぜひ「Let's feel じんけん」の中で触れていただきたい。障害のある児童生徒が社会の中で自立し、インクルーシブな社会を築くことは、極めて重要である。また、障害のない児童生徒にとっては、多様な価値観に触れることで、障害に対する理解を深める機会ともなる。障害は多岐にわたり、単一の障害もあれば重複した障害もある。障害のある児童生徒の多くは、生涯にわたる環境調整、服薬、そして福祉サービスとの連携が必要となる。これは、障害者が地域社会の中で生きていくために不可欠な要素である。そのため、インクルーシブな社会の実現は、喫緊の課題であると言える。

ただ、残念ながら、形だけの協働及び交流学習になっているところも懸念される。例えば、障害のある生徒を助け

る対象として見ている、一方通行の関わり。さらに、「障害があっても頑張っている、私も頑張ろう。」という、表面的な感想で終わっているというところは、非常に残念に感じる。

「ともに生きる」という言葉は、本来の目的とは裏腹に、かえって自分たちとは違う存在であるということを手軽に押しつけてしまうのではないかと、という懸念の声も聞かれる。これは、いわば「寝た子を起すな」的な考え方にも通じるものである。ぜひそういうことがないように、この「Let's feel じんけん」の中にも、文面として盛り込んでいただきたいと思っている。

障害のある当事者の意見を反映させることは極めて重要である。交流及び共同学習や居住地校交流の成功事例をぜひ共有していただきたいと思う。「こんなインクルーシブな社会は素晴らしい、その力になりたい」という前向きな意見や、特定の経験がきっかけとなって、ものづくりや制度づくりに尽力するようになったという話は、非常に貴重である。先生方がこの冊子を見て、「ぜひこの学習を実践してみたい」と強く思うような、熱意が伝わる冊子になることを期待している。

○インターネットの拡散力は非常に強力で、一度発信された情報は広範囲に、そして長期間にわたって残り続ける。消去することは難しく、場合によっては何十万、何百万という人々に届いてしまう。これは恐ろしい側面である。なぜなら、報道機関や出版社のような情報発信の専門家は、それを扱う前に専門的な訓練を受け、知見を蓄え、複数の人間によるチェック体制のもとで情報を発信している。一方で、例えばスマートフォンを与えられたばかりの小学生が、その影響の大きさに気づかぬまま SNS やインターネット上で情報を発信し、意図せず他人の人生を物理的、あるいは精神的に傷つけてしまうことがある。それが原因で自殺者が出てしまうといった悲劇的な事案も実際に起きている。

インターネット利用の低年齢化が進んでいる現状を踏まえ、早期にインターネットツールの危険性やその仕組み、性質を教える必要がある。また、情報発信には、それが動画であれ文章であれ、必ず責任が伴うことを理解させ、その上で発信するように促さなければならない。

加えて、情報を発信する人間の人間力、すなわち他者への共感力も重要になる。早い段階から、「こんな発言をしたら相手はどう感じるか」「こう言われたらどう思うか」といったことを、実践的に学ばせる必要がある。特に、インターネット上で文字として書かれた情報については、「こう書かれた時、どう感じたか」「ムツとしたけど、実は書いた側はそんなつもりはなかった」といったことを、子どもたち自身が体験的に学ぶ機会を設けるべきだ。

また、SNS の閉じられたコミュニティ内で見えにくい形のいじめが増加している。このような場合、大人が介入しづらく、問題が深刻化することがある。そのため、子どもたちが主体的に問題解決に取り組む仕組みを、子どもたち自身で考えていくことが重要だ。また、人権侵害を受けている被害者が声を上げられないケースもあるため、いじめを見かけた子どもが「これはおかしい」「いじめだ」と感じたら、周囲に助けを求める行動をとれるような教育も必要となる。

最後に、もうひとつ懸念していることがある。それは、生成 AI についてだ。生成 AI はインターネット上の膨大な情報を学習し、あたかも人格を持っているかのように振る舞う。しかし、いくつかの問題も発生している。AI に人格があるかどうかは不明だが、ネット上の情報をもとに予期せぬ、不適切な答えを出すことがある。しかし、その元となる情報を提供したのは人間だ。つまり、他人を傷つけるような情報は、そもそもインターネットに出すべきではないということ、皆が理解する必要がある。

○今回「Let's feel じんけん」の改訂に当たって、外国人の人権問題について、提案させていただきたい。

1点目が、まず、子どもたちの多文化共生への意識を育む授業作りについてだ。外国人児童に関わる全ての子どもたちが、違いを認め合う力を育てることが求められている。同時に、自国の歴史や文化を学ぶことで、日本文化への理解を深めることも重要だ。今年度、高知県では多文化共生推進プランの策定が進んでおり、地域全体で共生社会の実現に向けた取組が進められている。国際交流協会では、多文化共生の基本を学ぶセミナーや、国際交流委員の海外研修派遣、そして母国の文化や習慣を紹介する出前講座を実施している。これらの活動は、子どもたちが多様性を理解し、互いに尊重する心を育む貴重な機会となるため、ぜひ活用してほしい。

2点目に、教職員の人権感覚のアップデートについてだ。言語支援だけでは不十分であり、教員には文化的背景や無意識の偏見に気づき、柔軟に対応する力が求められている。たとえば、宗教的な理由で給食の食材に配慮が必要なケースや、肌の接触に抵抗がある児童への対応など、現場での工夫が不可欠となっている。また、日本語が不十分だからといって学力が低いと決めつけるのではなく、母国語での理解を支援する教材の活用が有効だ。JICAなどが提供している、母国語で学べる算数・数学、理科の教材などは参考になるだろう。

3点目は、家庭との信頼関係づくりについて。保護者との連携では、言語や制度の壁を越える工夫が不可欠だ。やさしい日本語でのお知らせ、通学支援、学校行事への参加促進など、家庭とのつながりを深める取り組みが重要となる。例えば、持ち物のお知らせにふりがなやイラストをつけたり、進路相談に通訳を同席させたり、家庭訪問で安心して話せる場を設けたりするような細やかな配慮が支援につながる。また、各国の教育制度は異なるため、保護者の出身国の教育制度を事前に理解しておく必要がある。とはいえ、全ての国や文化に対応することは現実的に困難であるという点も考慮しなければならない。2022年に高知県が発表した「地域日本語教育実態調査報告書」によると、在住外国人のうち「ほとんど話せない」人は6.5%に留まっている。一方で、「簡単な会話ができる」又は「少しだけ話せる」人が70%に上る。この結果から、やさしい日本語を活用することで、言語の壁を越えたコミュニケーションが可能になるとわかる。したがって、やさしい日本語の積極的な活用が、信頼関係構築の鍵となるだろう。

○我々が組織している人権教育は、なかなか人が集まらない。並んでまで学びに来てくれないのが現状だ。学びたい、学んでみようという内的な意欲を耕さなければ、人権教育はなかなか前に進まないのではないか。どうすれば「学んでみようかな」「よかった」と思ってもらえるだろうか。

昨日・今日の新聞にも写真が載っていたが、被差別の側の苦しさは、想像できないほどつらいものだ。信頼関係があれば人が集まるかという、そう簡単にはいかない。しかし、そうした痛みを学ぶことの中に「人権教育を学んで楽しい」という思いが芽生えれば、人も集まってくるのではないか。

人権教育を学ぶことが楽しい、よかった、そんなポジティブな気持ちになるような取組ができないかと考え、今年から始めたことがある。それが、部落問題の学びを入り口とした取組だ。太鼓作りからでもできるし、高知で言えば竹細工とのコラボレーションもできる。そういったきっかけから学びに入ってもらえないかと考えている。このような取組ができればと思っている。

○最近、いじめに関する相談を多く受けるようになった。学校現場ではLGBTについて学ぶ機会が増え、カミングアウトする児童・生徒も増えていると思う。しかし、LGBTへの理解がまだ十分でない生徒からのからかい、偏見、いじめにつながるケースがある。

ある学校では、当事者の児童が精神的に不調をきたし、教室に入れずに保健室登校を続ける状態になった。保護者からは、いじめた側が教室に通っているのに、自分の子どもは苦しんでいる、という相談も寄せられている。この学校の対応はうまくいっているようだが、生徒がどこまで十分に理解し、いじめにつながらないかという視点で見直していく必要がある。保護者からは、当時の教員の対応がオドオドしていた、困っていたという話も聞いた。そのため、ロールプレイ研修をさらに充実させるべきだ。いじめやカミングアウトの場面を想定した演習を重ねる必要がある。

また、当事者の生徒の力を借りたり、当事者団体に参加してもらって現場の声を直接聞く機会を設けることも重要だと感じる。

さらに、継続していくためのフォローアップ体制も必要だ。研修後のアンケート結果をどのように次に生かすのか、改めて見直してほしい。教員の中にも不安や疑問を抱えたまま過ごしている人がいるだろうから、教員同士が悩みを共有できるピアサポートを立ち上げることも必要だ。

また、自主的なアップデートの重要性も忘れてはならない。たとえば「性同一性障害」という言葉は、現在は「性別不適合」に変更されているように、性の多様性に関する知識は常に更新されている。一度研修を受けたから終わり、と考えている教員もいるようなので、定期的に研修を受け直す仕組みも必要だろう。

これらの取組を通して、児童・生徒が安心して自分らしく過ごせる学校環境になることを願っている。

○それでは続いて、今回のプランの方の全体に関わっている、自尊感情などのより普遍的な視点や子どもそのものの人権に関わってのご意見をいただきたい。

○まず、就学前教育は、学校教育をスムーズに進めるための準備ではないと常に思っている。就学前教育・保育においては、子どもの主体性を大切に、子どもは環境を通して学び、成長していく。同時に、子どもたちは今を生きる社会の一員として生活している。そのため、子どもの生活の現実を無視した表面的な取組は、かえって教育格差を生んでしまうと常々感じている。推進プランにもあるように、子どものありのままの姿を認め、一人ひとりの実情に応じた関わりが大切であることは、その通りだ。しかし、プラン全体を読むと、それが実践に結びつくかどうか分かりにくい印象を受けた。

就学前教育では、主に基本的自尊感情を育むことが大切だと思って実践している。基本的自尊感情は、10歳ごろまでに信頼できる大人と体験や感情を共有することで育まれ、後に育まれる社会的自尊感情の土台となる。これは、自らの人生を豊かに、納得して生きていく上で大切な「自分で選んだ」という参画や自立を支えるものだ。保育士たちは日々、この自尊感情を高めるための関わりを続けている。ここで、県内のある保育所の実践例を紹介したい。

年長児のクラスで、熱中症予防のために毎日給水タイムを設けていた。ある日、A君が「先生、このお茶なんか臭う」と言って水筒を持って来た。保育士が確認すると、お茶が濁っていた。その時の保育士の対応は、「A君、すごい。お茶の臭いが分かったんだね。言いに来てくれて、ありがとう。このお茶、お腹が痛くなったら大変だから、今日は保育園のお茶を飲もうね」と伝え、給食室からお茶をもらってきて、その日を過ごした。これはよくある実践事例だが、A君が水筒を持ってきたときの対応に注目したい。「お茶が何か臭う」と困ったA君に対し、保育士はとっさに「すごい、ありがとう」と応じている。この言葉にA君はきっと安心しただろう。まさにこの瞬間、「信頼する大人と一緒に体験と感情を共有する」ことで、自尊感情が育まれたのだ。周囲の子どもたちも、A君の困った様子や安心した表情、

そして保育士の「大丈夫だよ、ありがとう」という対応を見て、「私も困ったときは助けてもらえる」「困ったと言っていいんだ」という安心感を得たはずだ。この実践は、非認知能力の獲得にもつながっていると感じた。

保育者や教師の人権感覚は、子どもたちの自尊感情を育み、多様性や包摂性を尊重することにつながる。人権を大切にすることの必要性は社会全体に急速に広がっているが、厳しい社会状況の中で、互いを認め合い、支え合う人権感覚に乏しい大人がいることも気になる。人権は何気ない日常の中に存在し、就学前から社会教育に至るまでの教育活動全体を通じた人権教育の推進が不可欠だ。そのためには、子どもたちの周りにいる大人が、研修や地域・家庭との連携、多様な立場の人々との交流を通して、主体的に人権感覚を育むことができる環境づくりが大切だと考えている。

○よく中学校の先生方と意見交換をさせていただくのだが、本校に入学した卒業生たちが、母校に戻って話すことの中で、特に印象的なものがある。それは、「焦らされない学校」という言葉だ。本校は生徒一人ひとりの状況に応じて関わることを方針としており、学年ごとに一律の指導方針を設けてはいない。私たちは生徒に気長につきあう。そのため、期限を区切られることがあまりない。生徒が「このタイミングで卒業したい」と思った時に卒業できる。この仕組みが、本校の大きな強みの一つだと感じている。その結果、「居場所」として本校を選んでくれる生徒が非常に多い。

中には、学校にずっと滞在する生徒もいる。休みの日でも学校に来たり、登校してくれたりする子もいる。本人と話すと、結局のところ、家に居場所がなく、家に帰れない子どもたちが多いということを感じさせる。家庭の経済的な状況や、DVの問題など、家庭が安全な場所ではないと感じている子どもたちが本当に増えている。これは、現場で肌で感じていることだ。そう考えると、不登校になれる子は、まだ幸せなのかもしれない。不登校が増加している一方で、それすらできない子どもたちが急速に増えているのが現状だ。彼らは本当にどこに行ったらいいのだろうか。学校の方がもっと安全な場所だというのは、彼らにとって、とてもつらいことではないかと感じる。

中学校時代に不登校であった生徒たちが本校に来てくれることが多いわけだが、彼ら同士の関わり合いは非常に温かいものがある。同じような境遇の子どもたちだからこそ、互いを理解できるのかもしれない。そして、この生徒たちが、外部の活動にも積極的に参加している。特に防災活動では、高知大学とも連携し、各所で活動を行っている。こうした活動を通して、生徒たちは活躍できる場所を見つけ、交流の輪を広げている。クラブ活動や行事など、様々な角度からどこかで活躍できる場所があることが、人にとって重要だ。例えば、中央公園で行った震災シミュレーション訓練では、通りすがりの人々との交流を通して、生徒たちが学校では見せないような生き生きとした表情を見せてくれた。生徒たちの多様な場所での活躍は、私たち教員にとっても大きな喜びであり、力になっている。

○人権について語る以前に、まず支えが必要な子どもたちがいる。「自分が嫌い」という気持ちや、次第にもやもやとして友だちへの攻撃につながり、結果としていじめに発展するケースがある。また、学校が求める行動についていけないために居場所を失い、そこにいられなくなる子どもたちもいる。小さな子どもたちの集団から、教室、学校、地域といったより大きな集団まで、その場所が求める姿を自分が示せないことで、「できない」という側面を背負わされ、居場所を失ってしまう子がいるのだ。光があれば陰があるように、その側面を背負わされてしまう。

中学3年生になって初めて、自分が抱えてきた困難に気づく子もいる。たとえば、何かを言ったら周囲から変な反応が返ってきて、何がまずかったのか分からないけれど、その子は周りとは違うと感じていた、といったことだ。自分

がなぜうまくいかないのか、何が駄目だったのかは分からない。それでも、その集団の中に自分の失敗を少しでも置かせてもらえるような、大きな包容力がなければ、結果として子どもたちはそこからはみ出さざるを得ない。

子どもたちは、自分を嫌いになったり、失敗したと思ったりした時に、言葉にならない感情を抱える。その時、目の前にいる誰かが、「それはつらいね、悔しいね、悲しいね」と受け止めてくれることが重要だ。そして、たとえ今うまくいなくても、あなたの言葉には可能性がある、と期待をかけ続けてくれること。ネガティブな状態が続いても、その先にちゃんと可能性があると思わせてくれる、「抱える」場としての存在が、子どもたちが様々な課題や不登校を乗り越え、自分を好きになることにつながるのではないかな。

教育がうまくいくためには、まず「自分の弱さやだめなところを、そのまま受け止めてもらえる」という体験がなければならない。良いところだけでなく、全体としての自分を受け入れてもらえるという体験がなければ、人に対してそれを投げかけることはできない。教育はその手前の段階から必要だと感じる。また、学校がどういう集団を求めているのか、その学校のあり方が、個々の子どもに合致しない場合にどうするのか、という問題もある。

○各委員から、それぞれの専門及び立場からの視点での多様なご意見をいただいた。他に補足しておきたいことや、他の委員さんの意見を聞いて、気がついたことがあればご意見をいただきたい。

○まず、私自身が気になっていることがいくつかある。人権教育に関するアンケート(以下アンケート)は各学校の生徒に送られていると思うが、いじめの被害に遭っている生徒が、このアンケートを実際に書いているのか、という疑問がある。また、不登校の子どもにアンケートを書いてもらうのは難しいだろう。そうした子どもたちの意見が、このアンケートに反映されているのかどうか気になっている。

次に、いじめられた子どもが学校に来られるように、あるいは、いじめがなくなるようにと、学校の先生や周囲の人々が懸命に努力している。それは素晴らしいことだ。しかし、果たして、いじめをした加害者たちに対するケアや指導が、実際に行われているのだろうか。

また、過ちを犯した子どもにも手を差し伸べる社会が必要だと私は強く思う。そういうことも考えていくべきであり、これもまた一つの人権問題ではないかと考えている。

○それでは本日の協議のまとめを行う。

「Let's feel じんけん」の改訂に当たり、特に個別の人権課題に関する意見をまとめるというのは、非常に難しい課題だと感じている。本日は、委員の先生方から、全体的な議論から個別の具体的な情報提供まで、多岐にわたるご意見をいただき、会長として心から感謝している。

協議のまとめとしては、まず、知的理解の重要性を再確認し、それが実践につながっていくという、前回の改訂時の基本原則を改めて確認しておく必要があるだろう。

いただいた具体的な意見は、それぞれ伝わっていると思うが、改訂にあたって全体として考えておくべき点がいくつかあったように思う。

①表面的な理解にとどまらない工夫

知的理解の重要性を再確認する一方で、表面的な理解で終わらないよう、具体的な事例や、現実の厳しさ、困難な状況なども含めた内容の提示や工夫が必要だという意見があった。

②当事者の声の取り上げ方

当事者の声を取り入れることは非常に良いことだが、その際には人権侵害を受けている当事者だけでなく、それを支えようとする当事者という、両方の側面があるため、取り上げ方を工夫する必要があるという点だ。

③教員向けの教育リソースの充実

指導資料という性質を考えると、教員が活用できる内容や教育リソースの充実は不可欠だ。

④「学んでよかった」と思える内容

人権教育は、硬く厳しい内容を扱うことが多い。しかし、「学んでよかった」「自分たちで学んでいかなければならない」と、積極的に学ぼうとする意欲を育てるような、非常に難しいことだが、そのような内容の提示の仕方を工夫する必要があるのではないか。

総じて、人権教育の指導資料としての性格を考えると、先生方の力量向上に資する内容という視点からの改訂を忘れてはならないと確認された。

もう一点、最後に付け加えておきたいことがある。人権の個別課題について学ぶ場面は、人権について学習する場面であると同時に、人権課題を抱えている、つまりつらい状況にある子どもたちがいる場合、彼らは自分の置かれた状況を客観的に学んでいることになる。このような状況が生まれることを、指導資料を作成する際にも考慮してほしい。学校の先生方は適切に対応していると思うので、こうした場面が個別の人権課題解決の場としても活用されるだろう。子どもたちの人権状況が守られ、具体的な人権課題が解決されることを通して、周囲の人々の人権にも目を向けることができる。指導資料の性質上、その点にも配慮して改訂を進めてほしいという意見をいただいたと理解している。これらの点は、改訂にあたり全体として事務局で考慮してほしい点だと考えている。